

丸亀市の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査を行った時期

平成30年度から令和2年度まで

2 成果の名称

(1) 丸亀市地籍図

(2) 丸亀市地籍簿

3 調査を行った地域

富士見町一丁目、富士見町二丁目、富士見町三丁目、富士見町四丁目、富士見町五丁目及び港町並びに郡家町及び飯野町東二の各一部

4 認証年月日

令和4年3月11日